

第35回 定時株主総会 招集ご通知

- 開催日時 令和5年12月19日(火曜日)
午前10時 [開場:午前9時30分]
- 開催場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
 - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 - 第8号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する退職慰労金の代替となる株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件
 - 第9号議案 取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

目次	●株主の皆さまへ……………1
	●第35回定時株主総会招集ご通知 ……2
	●株主総会参考書類……………6
	●事業報告……………34
	●連結計算書類……………54
	●計算書類……………56
	●監査報告書……………58
	●ご参考……………64
	●株主総会会場のご案内



<https://s.srdb.jp/4931/>

 新日本製薬

PERFECT ONE
WRINKLE STRETCH
SERUM

フィロソフィー

パーパス -PURPOSE-

美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。

経営理念 -MISSION-

お客さまには最高の満足と信頼を
社員には幸せと未来への夢を
私たちは社会に貢献する企業として
限りなく幅広い発展をめざします

バリュー -VALUE-

感動創造
creating inspiration

行動指針 -CREDO-

私たちは、
挨拶 笑顔 利他の心を大切にします
傾聴 共感 感謝の姿勢を徹底します
挑戦 変化 成長の志向で行動します



ロゴマークに込めた想い

社名の頭文字を基調とした「S」には、SATISFACTION－最高の顧客満足－を実現させたいという想いを込めています。また、コーポレートカラーである「赤色」は、理念の実現に向けたバリューである「感動創造」への熱い情熱と使命感を表しています。

株主の皆さまへ

パーパスを制定し 社会にとって価値ある企業へ

株主の皆さまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

第35回定時株主総会を2023年12月19日に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

当期は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行やインバウンド需要の回復等、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、世界的な資源価格の上昇や為替変動による物価上昇などにより、依然として先行きは不透明な状況にあります。このような環境下において、当社グループでは中期経営計画「VISION2025」のもと重点課題に取り組み、主力商品や育成ブランドへの積極的なマーケティング投資を実行した結果、過去最高の売上高を更新しました。

また、先が見通しづらくなっている時代だからこそ、当社グループは、社会における存在意義とは何かを見つめ直し、事業領域であるヘルス&ビューティーにおいて、今まで世の中になかった「新しい」商品やサービスで価値を提供し続けられるようパーパス『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』を制定いたしました。さらに、パーパスの制定に合わせて、パーパスを最上位の概念とするフィロソフィーを新たに定義いたしました。

今後は、パーパスを起点とした新たなフィロソフィー体系のもと、世界中のひとりでも多くの方が、幸せや感動に満ちた笑顔あふれる毎日をご過ごせるよう、お一人おひとりの声を大切に美と健康の「新しい」をお届けしてまいります。



新日本製薬 株式会社
代表取締役社長CEO

後藤 孝洋

証券コード4931

令和5年11月30日

(電子提供措置の開始日 令和5年11月24日)

株 主 各 位

福岡市中央区大手門一丁目4番7号

新日本製薬株式会社

代表取締役社長CEO 後 藤 孝 洋

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスの上、銘柄名（新日本製薬）又は証券コード（4931）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、後記記載の議決権行使方法のご案内に従い、書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使することができますので、令和5年12月18日（月曜日）午後5時50分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 令和5年12月19日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
 2. 場所 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第35期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第35期（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
 第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金の代替となる株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件
 第9号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

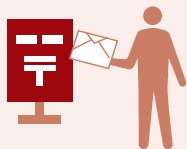
以上

お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の上記各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
- 事業報告：業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
株式会社への支配に関する基本方針
 - 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - 計算書類：株主資本等変動計算書、個別注記表
- なお、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

以下の3つのうち、いずれかの方法にて、是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

令和5年12月18日（月曜日）
午後5時50分必着



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和5年12月18日（月曜日）
午後5時50分



株主総会にご出席される場合

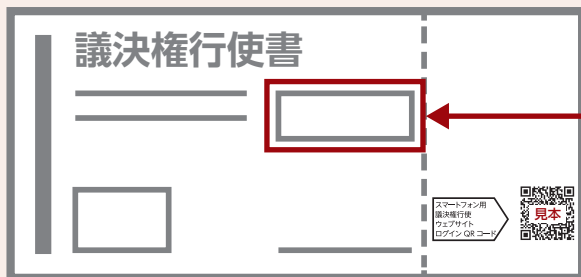
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

令和5年12月19日（火曜日）
午前10時

・株主総会のお土産や商品展示ブースの設置はございませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5・6・7・8・9議案

賛成の場合 [賛]の欄に○印	反対の場合 [否]の欄に○印
-------------------	-------------------

第3・4議案

全員賛成の場合 [賛]の欄に○印	全員反対の場合 [否]の欄に○印
---------------------	---------------------

一部の候補者に反対の場合

[賛]の欄に○印をし、右欄に反対の候補者の番号をご記入ください。

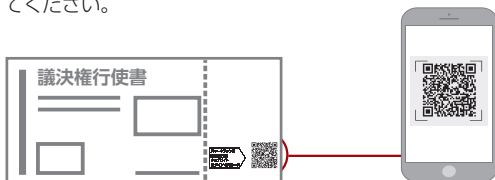
- ・書面（郵送）又はインターネットにより複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱います。なお、書面（郵送）とインターネットによる議決権行使が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
- ・各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、「賛」の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

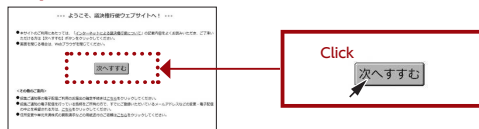


QRコードを用いたログインは初回の議決権行使に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「議決権行使コード・パスワード入力」による方法をご確認ください。

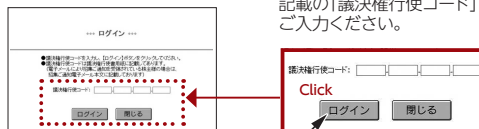
「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使サイトへアクセスする <https://www.web54.net>



2 ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



3 パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

！「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト<https://www.web54.net>へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (受付時間 9:00～21:00)

＜機関投資家の皆さまへ＞ 株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の配当方針につきましては、将来の事業展開のための投資と健全な財務体質を維持するために必要な内部留保を確保した上で、継続的かつ安定的に業績に応じた利益配分を行うことを基本としております。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金33円00銭
配当総額 709,898,970円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和5年12月20日

【ご参考】 監査等委員会設置会社への移行について

当社は、より一層のコーポレート・ガバナンス体制の強化とさらなる企業価値向上を図るため、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行したいと考えております。

第2号議案から第9号議案までに共通するご参考事項

本株主総会参考書類8頁から33頁までに記載の第2号議案から第9号議案までの各議案は、監査等委員会設置会社移行に関連するものであります。これらの議案を上程するにあたり、監査等委員会設置会社へ移行する目的及び監査等委員会設置会社の特徴をご説明いたします。

■ 監査等委員会設置会社への移行目的

① 経営の透明性の向上

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、取締役の業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うことで、より透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に 대응する体制の構築をめざします。

② 経営の意思決定及び業務執行の迅速化

取締役会が重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで、経営の意思決定及び業務執行を迅速化し、さらなる企業価値の向上を図るものです。

■ 監査等委員会設置会社について

監査等委員会設置会社においては、監査役・監査役会の設置はなく、3名以上の取締役で構成され、かつ、その過半数を社外取締役とする監査等委員会が、監査の役割を担います。監査等委員である取締役は、監査役とは異なり、取締役として取締役会における議決権を有するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選解任や報酬について株主総会において監査等委員会の意見を述べる権限を有します。このように、監査等委員会設置会社では、監査役会設置会社に比べて、監督機能が強化されることとなります。

また、監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の規定がある場合には、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。これによって、業務執行に関する意思決定の機動性・迅速性を高めることができ、取締役会において重要議題の審議をより充実させることが可能となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 当社は、より透明性の高い経営を実現するとともに、経営の意思決定及び業務執行のさらなる迅速化を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、監査等委員会設置会社移行後の経営体制に鑑み、役付取締役の規定の見直しを行うものであります。

(2) 取締役の解任に関する規定を削除するものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略) (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり) (機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議をもって<u>取締役の中から取締役社長1名を選定する。</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議をもって、<u>取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は会社を代表する。</u></p> <p>4 <u>取締役社長のほか、取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議をもって、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の委任の決定)</p>
	<p>第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「<u>報酬等</u>」という。）は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(取締役に対する報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によりこれを定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の数)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の選任及び解任の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第31条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>2 <u>監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削除)
<p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>2 <u>補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第33条</u> 監査役会はその決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第34条</u> 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p>	(削除)
<p>2 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の1週間前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>3 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第36条 <u>監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程によるものとする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役に対する報酬等)</p> <p>第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u>
(新設)	<u>第31条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u>
(新設)	<u>第32条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u>
(新設)	<u>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u>
(新設)	<u>(決議の方法)</u>
(新設)	<u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会議事録)</u>
(新設)	<u>第34条 監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u>
(新設)	<u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第38条 (現行どおり)
第7章 計算 第43条～第46条 (条文省略)	第7章 計算 第39条～第42条 (現行どおり)
第8章 附則 第47条 (条文省略)	第8章 附則 第43条 (現行どおり)
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第44条 当社は、第35回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 本条の規定は、令和15年12月19日をもって削除する。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	性別	現在の当社に おける地位	取締役会への出席状況 取締役在任年数
1 再任	ごとう たか ひろ 後藤 孝 洋	男性	代表取締役社長CEO	100% (15回/15回) 18年
2 再任	ふく はら みつ よし 福原 光 佳	男性	専務取締役COO	100% (15回/15回) 7年
3 再任 社外 独立	むら かみ はる き 村上 晴 紀	男性	取締役（非常勤）	100% (15回/15回) 4年
4 再任 社外 独立	ゆの き かず よ 柚木 和 代	女性	取締役（非常勤）	100% (15回/15回) 2年
5 新任 社外 独立	やす だ さち よ 安田 幸 代	女性	—	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当事業年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 村上晴紀、柚木和代及び安田幸代の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 村上晴紀及び柚木和代の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって村上晴紀氏は4年、柚木和代氏は2年になります。
5. 当社は、村上晴紀氏及び柚木和代氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、本議案において安田幸代氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、村上晴紀氏及び柚木和代氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、本議案において安田幸代氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和6年6月に更新される予定であります。
8. 本議案の内容は、代表取締役、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受けた上で、取締役会において承認されたものであります。



候補者
番号

1

ごとう たかひろ
後藤 孝洋

昭和46年1月16日生

再任

所有する当社株式の数

854,829株

取締役会出席回数

15回/15回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 7 年 7 月	株式会社新日本リビング（現当社） 入社	平成 28 年 3 月	株式会社新日本医薬（現当社）代表 取締役社長
平成 10 年 9 月	当社部長	令和 3 年 9 月	株式会社フラット・クラフト 代表 取締役会長
平成 17 年 12 月	当社代表取締役社長		
平成 26 年 4 月	株式会社新日本ホールディングス （現当社）取締役	令和 3 年 12 月	当社代表取締役社長CEO（現任）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

後藤孝洋氏は、当社パーパスとして『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』を掲げ、当社の持続的な発展と企業価値の向上等において貢献してまいりました。今後も当社の成長及び企業価値の向上に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

2

ふくはら みつよし
福原 光佳

昭和47年3月18日生

再任

所有する当社株式の数

57,964株

取締役会出席回数

15回/15回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3 年 5 月	有限会社丸勘運輸入社	平成 28 年 10 月	当社通販事業部部长 兼 ビジネスプロモーション事業部部长
平成 6 年 5 月	株式会社コスミック（現 夢みつけ 隊株式会社）入社	平成 28 年 12 月	当社取締役通販事業部部长
平成 17 年 5 月	株式会社ホット・コミュニケーション 取締役	平成 31 年 2 月	当社取締役執行役員営業部部长
平成 22 年 4 月	株式会社JIMOS入社	令和 元 年 12 月	当社常務取締役
平成 25 年 4 月	当社入社	令和 3 年 12 月	株式会社フラット・クラフト 取締 役会長
平成 25 年 4 月	当社ダイレクトマーケティング事業 部次長	令和 3 年 12 月	当社専務取締役COO（現任）
平成 26 年 4 月	当社マーケティング事業部次長	令和 4 年 12 月	株式会社フラット・クラフト 代表 取締役社長（現任）
平成 27 年 4 月	当社通販事業本部部长	令和 5 年 7 月	PERFECT ONE US Co.,Ltd. President（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社フラット・クラフト 代表取締役社長
PERFECT ONE US Co.,Ltd. President

■ 取締役候補者とした理由

福原光佳氏は、当社での通販事業モデルの再構築を主導し、当社の基幹事業である通販事業の成長、拡大を支えてまいりました。専務取締役COO就任後は、当社の事業拡大の積極的な推進及び新規事業であるPERFECT ONE FOCUSブランドの確立等、当社企業価値の向上にも寄与しており、今後も当社の企業価値の向上及び持続的な発展に貢献できるとの判断から、引き続き取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

3

むらかみ はるき
村上 晴紀

昭和28年4月8日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会出席回数

15回/15回

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和52年4月	カネボウ化粧品株式会社入社	平成16年10月	株式会社ファンケル 執行役員マーケティング本部長
平成11年10月	鐘紡株式会社 化粧品宣伝グループ統括マネージャー	平成20年6月	同社取締役執行役員健康食品カンパニー長
平成13年4月	同社化粧品宣伝グループ統括マネージャー 兼 総合宣伝グループ統括マネージャー	平成23年6月	同社取締役常務執行役員コーポレートコミュニケーション本部長
平成14年6月	同社化粧品広報宣伝室長 兼 総務・広報室副室長	平成25年3月	同社取締役常務執行役員ヘルスカンパニー長
平成16年5月	株式会社カネボウ化粧品マーケティング本部コミュニケーション室長 兼 コーポレートデザイングループ統括マネージャー	平成26年6月	同社顧問
		令和元年12月	当社取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

村上晴紀氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、長年にわたり化粧品・健康食品の宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営管理や事業戦略等への的確な助言、業務執行の監督を期待できることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者
番号

4

ゆのき かずよ
柚木 和代

昭和35年7月11日生

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

一株

取締役会出席回数

15回/15回

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

昭和58年3月	株式会社大丸入社	令和元年5月	J.フロント リテイリング株式会社 執行役員常務 関連事業統括部長
平成2年9月	同社本部MD企画付 パリ駐在員事務所勤務	令和3年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員兼 GINZA SIXリテールマネジメント株式会社 代表取締役社長
平成20年5月	同社執行役員 札幌店長	令和3年12月	当社取締役（現任）
平成22年3月	株式会社大丸松坂屋百貨店 執行役員 大丸札幌店長	令和4年5月	株式会社大丸松坂屋百貨店 顧問
平成24年5月	同社執行役員 大丸神戸店長	令和4年5月	イオン北海道株式会社 社外取締役（現任）
平成27年5月	同社常務執行役員 兼 株式会社博多大丸 代表取締役社長	令和5年5月	イオン九州株式会社 社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

イオン北海道株式会社 社外取締役
イオン九州株式会社 社外取締役

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

柚木和代氏は、長年にわたり百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理に携わってまいりました。また、海外勤務をはじめ国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対し適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。



所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
一回／一回

候補者
番号

5

やす だ さち よ
安田 幸代

昭和44年9月17日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成4年4月	株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社	平成25年4月	同社 アセスメント事業部 東海・関西営業部長兼務
平成11年4月	同社 人材総合サービス部営業マネージャー	平成26年4月	株式会社リクルートキャリア（現株式会社リクルート） 新卒事業統括部 執行役員
平成20年4月	同社 HRカンパニー 首都圏営業部長	令和元年5月	株式会社エクサウィザーズ入社 執行役員
平成21年4月	同社 新商品企画部門 ゼネラルマネージャー	令和4年3月	株式会社CLホールディングス 社外取締役（現任）
平成22年4月	同社 HRカンパニー 東海営業部長	令和4年11月	株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者（現任）
平成24年4月	同社 新卒事業本部 東海・関西営業部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社CLホールディングス 社外取締役
株式会社LegalOn Technologies 事業開発責任者

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安田幸代氏は、長年にわたり企業における人材採用や組織開発、D&IなどHR領域に携わってきた経験と見識を有しております。また、HR領域のみならず、IT・DX領域の知見も豊富であることから、これらの見識を活かし、客観的かつ中立的な立場で当社の経営全般に対し、適切な監督や有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者となりました。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	候補者名	性別	現在の当社に おける地位	取締役会への出席状況 監査役会への出席状況 監査役在任年数
1 新任 社外 独立	善 明 啓 一 ぜん みょう けい いち	男性	監査役	100% (15回/15回) 100% (20回/20回) 6年
2 新任 社外 独立	田 邊 俊 た なべ たかし	男性	監査役 (非常勤)	100% (15回/15回) 100% (20回/20回) 7年6か月
3 新任 社外 独立	中 西 裕 二 なか にし ゆう じ	男性	監査役 (非常勤)	100% (15回/15回) 95% (19回/20回) 5年5か月

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 善明啓一、田邊俊及び中西裕二の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、善明啓一氏、田邊俊氏及び中西裕二氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出ております。各氏が選任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、善明啓一氏、田邊俊氏及び中西裕二氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案において各氏が選任された場合は、当社は改めて各氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険契約の保険料は全額当社が負担しており、令和6年6月に更新される予定であります。
6. 本議案の内容は、代表取締役、専務取締役及び3名の独立社外取締役を委員とする取締役会の諮問機関である指名報酬諮問委員会の賛成の答申を受け、監査役会の同意を得た上で、取締役会において承認されたものであります。



候補者
番号

1

ぜんみょう けいいち
善明 啓一

昭和32年11月15日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	九州松下電器株式会社（現 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社）入社	平成23年6月	宮崎ケーブルテレビ株式会社 社外取締役
平成19年4月	同社 事業部長	平成25年6月	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 常務執行役員全社CQO
平成22年8月	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 出向	平成29年4月	同社 取締役
平成22年10月	同社 常務執行役員九州社社長	平成29年12月	当社 常勤監査役（現任）
平成23年5月	PIテクノ株式会社 社外取締役		

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
15回／15回

監査役会出席回数
20回／20回

【重要な兼職の状況】

なし

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

善明啓一氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験・専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

2

たなべ たかし
田邊 俊

昭和36年4月15日生

新任

社外

独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成11年4月	最高裁判所司法研修所 入所	平成28年6月	当社 監査役（現任）
平成12年10月	弁護士登録	平成30年4月	福岡簡易裁判所 民事調停委員（現任）
平成12年10月	田邊法律事務所 入所	平成30年9月	株式会社プラッツ 補欠の監査等委員である取締役（現任）
平成22年1月	田邊法律事務所 代表弁護士（現任）	令和2年5月	福岡リート投資法人 監督役員（現任）
平成28年4月	福岡市雇用労働相談センター 代表弁護士（現任）		

所有する当社株式の数
11,000株

取締役会出席回数
15回／15回

監査役会出席回数
20回／20回

【重要な兼職の状況】

田邊法律事務所 代表弁護士

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田邊俊氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。



候補者
番号

3

なかにし ゆうじ
中西 裕二

昭和36年6月11日生

新任

社外

独立

所有する当社株式の数
一株

取締役会出席回数
15回/15回

監査役会出席回数
19回/20回

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和60年4月	富士重工業株式会社（現 株式会社SUBARU）入社	平成17年4月	中西裕二税理士事務所 開設（現任）
平成元年4月	国際デジタル通信株式会社（現 株式会社IDCフロンティア）入社	平成22年6月	公益社団法人 久山生活習慣病研究所 監事（現任）
平成2年10月	コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド 入社	平成23年4月	株式会社エクスプレオ代表取締役（現任）
平成6年12月	太陽監査法人（現 太陽有限責任監査法人）入社	平成29年9月	株式会社ビューティ花壇 監査役
平成7年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入社	平成30年7月	当社 監査役（現任）
平成14年4月	中西裕二公認会計士事務所 開設（現任）	令和元年10月	株式会社空間技術総合研究所 代表取締役
平成14年6月	株式会社ゼンリン 監査役	令和3年9月	一般社団法人社会健康科学研究機構 監事（現任）
			株式会社空間技術総合研究所 取締役

【重要な兼職の状況】

中西裕二公認会計士事務所 代表
中西裕二税理士事務所 代表
株式会社エクスプレオ 代表取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

中西裕二氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。これらの見識を活かし、客観的かつ独立的な立場で取締役の職務の執行を監査・監督いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社株式の数
一株

おかべ あさこ
岡部 麻子

昭和45年8月7日生

社外 独立

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成9年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）福岡事務所 入社	令和4年6月	平田機工株式会社 社外監査役
平成13年5月	公認会計士登録	令和4年7月	岡部麻子公認会計士事務所 代表（現任）
平成29年7月	有限責任監査法人トーマツ パートナー	令和5年6月	平田機工株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

岡部麻子公認会計士事務所 代表
平田機工株式会社 社外取締役（監査等委員）

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

岡部麻子氏は、公認会計士としての豊富で幅広い見識及び高度な専門性を有するという点、加えて、これまでの女性リーダー・管理職育成等のご経験をもとに、独立的かつ客観的な立場で当社に必要な助言及び監査・監督等をいただけることを期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡部麻子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 岡部麻子氏が就任された場合は、同氏を東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
4. 岡部麻子氏が就任された場合は、当社は、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事項に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、岡部麻子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、D&O保険の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会のスキルマトリックス [令和5年12月19日(火)以降の予定]

当社取締役会は、会社経営に関わる各分野で高度な知見、経験をもった人財にて構成するものとし、そのうち会社経営において特に重要な分野を以下のとおり定義し、各取締役に対して、その能力を十分に発揮することを期待しております。なお、以下の取締役会の構成は本株主総会における取締役選任議案が全て原案どおり、ご承認いただけた場合を前提に作成しております。

	氏名	当社における地位	年齢	性別	在任年数	専門性・経験						
						企業経営 経営戦略	マーケティング 営業	海外事業	M & A アライアンス	法務 リスク管理	財 会 金	務 計 融
取締役	後藤 孝洋	代表取締役社長CEO 指名報酬諮問委員会委員	52	男性	18	●	●		●	●		●
	福原 光佳	専務取締役COO 指名報酬諮問委員会委員	51	男性	7	●	●	●			●	●
	村上 晴紀	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	70	男性	4	●	●					●
	柚木 和代	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	63	女性	2	●	●	●	●			●
	安田 幸代	取締役(独立社外) 指名報酬諮問委員会委員	54	女性	—	●	●					●
監査等委員	善 明 啓 一	取締役(独立社外) 監査等委員	66	男性	—	●		●		●		●
	田 邊 俊	取締役(独立社外) 監査等委員	62	男性	—				●	●		●
	中西 裕二	取締役(独立社外) 監査等委員	62	男性	—	●			●		●	●

スキルマトリックス各項目の選定理由

項 目	選定理由
企業経営・経営戦略	「美と健康のライフスタイル創造カンパニー」実現に向けたHealth & Beauty分野におけるさらなる成長、重点課題解決推進のため、特にHealth & Beauty分野での上場企業やそれに準じる企業におけるマネジメント経験、経営実績を持つ取締役が必要である。
マーケティング・営業	Health & Beauty分野における今後のさらなる成長のための、基幹ブランドの強化、新ブランド開発、販売力強化に向けた経営戦略を策定するには、マーケティング・営業部門の経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
海外事業	成長戦略上重要な課題である海外展開を加速するための経営戦略を策定し、経営陣に対する監督機能を発揮するためには、海外事業や海外法人における経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
M&A・アライアンス	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、M&Aや事業投資、資本提携、事業提携などを適時・適切に行うことが必要であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
法務・リスク管理	当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上には、適切なガバナンス体制のもと、コンプライアンスの推進・向上、リスク管理の徹底が不可欠であり、取締役会による経営陣の監督機能を効果的に発揮するためには、上場企業やそれに準じる企業におけるコンプライアンス部門やリスク管理に関する経験・実績を持つ取締役が必要である。
財務・会計・金融	当社の中長期的な企業価値向上のためには、正確かつ迅速な財務情報の開示、事業運営と連動した適切かつ十分な資金調達是非常に重要な要素であり、取締役会による経営陣に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、上場企業やそれに準じる企業における財務・会計・金融についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が社会に貢献する企業として中長期的に発展していくためには、ESG・サステナビリティに関する取り組みが必要不可欠であり、取締役会としてガバナンス体制の確立と環境・社会・経済など持続可能な社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するため、上場企業やそれに準じる企業における当該分野についての経営経験・実績を持つ取締役が必要である。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年6月20日開催の第27回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額をこれまでと同様に年額200百万円以内（うち社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告47頁から48頁に記載のとおりですが、本総会終了後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。また、本議案の内容は、指名報酬諮問委員会の答申を経た上で、取締役会において決定しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は6名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する退職慰労金の代替となる株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

当社は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的とし、役員退職慰労金に代わる株式報酬制度であるリストラクテッド・ストック制度（以下、「本RS制度」といいます。）として取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で年額30百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内と決議いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の譲渡制限付普通株式付与のための報酬枠を廃止し、改めて、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、譲渡制限付普通株式付与のための金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年15,000株以内とすること、及び各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告47頁から48頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る本RS制度に基づく報酬等の支給は、当該変更後の方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の対象取締役は3名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上の当社の普通株式の発行又は処分に際しては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結いたします。

(1) 本RS制度及び本割当契約の概要

本RS制度は、対象取締役に対し、対象取締役の役位に応じて決定される金額に相当する数の当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）を交付する株式報酬制度であり、本割当契約において具体的な支給額や条件について各対象取締役と合意します。

(2) 譲渡制限期間

対象取締役は、5年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします（以下、「譲渡制限」といいます。）。ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとします。

(3) 無償取得

対象取締役が譲渡制限期間中に退任した場合又は法令若しくは当社の内部規程の違反等一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な無償取得事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得することとします。

(4) 譲渡制限の解除

上記（2）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の開始日までの期間（以下、「本対象業務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、上記（3）に定める無償取得事由に該当することなく、本対象業務提供期間が満了する前に退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(5) 残余株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（4）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(6) 事業再編の場合の処理

組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める一部の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

第9号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額決定の件

当社は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を図ることを目的とし、業績連動型株式報酬制度であるパフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下、「本PSU制度」といいます。）として取締役（社外取締役を除きます。）に対する普通株式付与のための報酬限度額を、金銭報酬額とは別枠で、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価を乗じた額以内と決議いただいております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、上記の普通株式付与のための報酬枠を廃止し、改めて、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」における報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、普通株式付与のための金銭報酬債権の総額を、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価を乗じた額以内とすること、及び各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、当社は、下記にて定める算定方法により、対象期間（下記（1）にて定義します。）終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分の際して、対象取締役がその金銭報酬債権の全部を現物出資することで、当社株式を交付することになります（注1）。当社が本PSU制度に基づき対象取締役全員に対して支給する金銭報酬債権の総額は、対象期間である3事業年度ごとに、当社普通株式60,000株に交付時株価（下記（2）にて定義します。）を乗じた額以内とします（注2）。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告47頁から48頁に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る本PSU制度に基づく報酬等の支給は、当該変更後の方針に基づいて株式報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の対象取締役は3名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、対象取締役の員数は2名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

- (注1) ただし、対象期間開始後、対象期間の最終事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会の日（以下、「権利確定日」といいます。）までに対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の交付時期は当該対象取締役の承継者となる相続人から承継者である旨の届出があった日より3か月以内とし、金銭報酬債権について現物出資は行われず、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して金銭のみを交付します。また、対象期間開始後、権利確定日までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限ります。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下、「組織再編等」といいます。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本PSU制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、報酬の交付時期は当該承認の日より30日以内とし、金銭報酬債権について現物出資は行われず、対象取締役に対して金銭のみを交付します。
- (注2) 当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。

(1) 本PSU制度の概要

本PSU制度は、連続する3事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」といいます。なお、当初の対象期間は、令和6年9月期（自令和5年10月1日至令和6年9月30日）から令和8年9月期（自令和7年10月1日至令和8年9月30日）までとし、令和9年9月期（自令和8年10月1日至令和9年9月30日）以降も連続する3事業年度ごとを対象期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本PSU制度を継続することを予定しております。）として設定し、対象期間全体及び各事業年度の当社業績等の数値目標を当社取締役会において設定した上で、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、対象取締役に対し、対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬制度です。

本PSU制度は、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものですので、現時点においては、当社普通株式を交付するか否か及び交付される株式の数は確定しておりません。

(2) 対象取締役に支給する当社普通株式の数及び当該株式取得に係る金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して支給されることとなる金銭報酬債権の額については、本PSU制度により対象取締役に対して交付する株式数（以下、「交付基準株式数」といいます。）(注3)に交付時株価（注4）を乗じることにより算定されます。

- (注3) 「交付基準株式数」とは、本PSU制度により対象取締役に対して支給する報酬の基準となる株式数をいい、詳細は後述します。

(注4) 「交付時株価」とは、対象期間の最終事業年度の決算報告又は確定に係る定時株主総会終了後2か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下、「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を指します。対象期間開始後、権利確定日までに対象取締役が死亡により退任した場合、交付時株価ではなく、当該対象取締役の退任日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることになります。また、対象期間開始後、権利確定日までに、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、交付時株価ではなく、当該承認の日の当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を乗じることになります。

本PSU制度において、交付基準株式数は、対象期間中の事業年度ごとに、当該事業年度終了後に確定するユニット数の合計数に、対象期間全体につき当該対象期間終了後に確定するユニット数を加算した数であります。事業年度ごとのユニット数は、①対象取締役の当該事業年度開始日（ただし、当該事業年度中に新たに当社の取締役に就任する対象取締役については、当該就任日）における役位の分類別に定められる標準支給報酬額（以下、「標準支給報酬額」といいます。）を、基準株価（以下にて定義します。）で除して算出される、標準支給報酬額に基づくユニット数に、②業績達成率に応じた支給率、及び③定性評価倍率を乗じて算出される数とします（注5）。

ただし、対象取締役全員分の交付基準株式数の合計の上限は、対象期間ごとに、当社普通株式60,000株とします。交付基準株式数の対象取締役全員分の合計が上記上限数を超える場合、各対象取締役の交付基準株式数は、当該上限数に、対象取締役全員の交付基準株式数の合計に対して当該対象取締役の交付基準株式数が占める割合を乗じて得られた数とします。

(注5) ただし、計算の結果1ユニット未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

具体的には、以下の算定式に従って算定いたします。また、本議案が承認された日以降、当社普通株式の株式分割又は併合が行われた場合その他以下の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、必要な項目を合理的な範囲で調整いたします。

(交付基準株式数の算定式)

交付基準株式数

= 対象期間中の事業年度ごとに当該事業年度終了後に確定するユニット数の合計数
(連続する3事業年度分)

+

対象期間の全体につき当該対象期間終了後に確定するユニット数

(事業年度ごとに確定するユニット数の算定式)

$$\begin{aligned} & \text{各事業年度のユニット数} \\ & = \text{標準支給報酬額に基づくユニット数 (①)} \times \text{各事業年度の業績達成率に応じた支給率} \\ & \quad \text{(②)} \times \text{定性評価倍率 (③)} \end{aligned}$$

(対象期間の全体につき確定するユニット数の算定式)

$$\begin{aligned} & \text{対象期間全体のユニット数} \\ & = \text{標準支給報酬額に基づくユニット数 (①) の対象期間内各事業年度の平均値} \times \text{対象期間} \\ & \quad \text{全体の業績達成率に応じた支給率 (②)} \times \text{定性評価倍率 (③)} \end{aligned}$$

① 標準支給報酬額に基づくユニット数

$$\text{標準支給報酬額に基づくユニット数} = \frac{\text{標準支給報酬額 (i)}}{\text{基準株価 (ii)}}$$

(i) 標準支給報酬額
各対象取締役の役位を考慮して、当社取締役会において決定します。

(ii) 基準株価
基準株価は、対象期間の最初の取引日における株式会社東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を指します。

② 業績達成率に応じた支給率
業績達成率に応じた支給率は、対象期間中の各事業年度又は対象期間全体の、当社全体及び個人別の売上高や営業利益等の目標達成度に応じて、当社取締役会において定める方法により、△100%から400%（年率）の範囲で算定されます。

③ 定性評価倍率
定性評価倍率は、組織の評価、人材育成、将来への貢献その他の評価項目に沿って、当社取締役会において決定します。

(3) 対象取締役に対する本PSU制度に基づく報酬の支給の条件
対象取締役が、株式報酬制度としての趣旨を保持するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定めます。）に該当した場合には、当該対象取締役に対して本PSU制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、従って当社株式も交付されません。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行やインバウンド需要の回復等、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復傾向にあります。一方で、世界的な資源価格の上昇や原材料価格の高騰、為替変動による物価上昇等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような市場環境のもと、当社グループは中期経営計画「VISION2025」に基づき重点課題に取り組みました。

通信販売において、化粧品では主力商品である「パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ」を中心にLTVを重視した広告投資を行い、成長の基盤となる定期顧客づくりを推進しました。また、「落とす・満たす・魅せる」の3ステップスキンケアの提案を軸に、コールセンターでクロスセルを推進した結果、複数商品顧客比率及び定期顧客の購入単価が継続して上昇し、「PERFECT ONE」のブランド売上高が第4四半期から増収に転換しました。20代を中心に若年層の開拓が進む「PERFECT ONE FOCUS（パーフェクトワンフォーカス）」では、ECモールのセールイベントに合わせた限定商品の先行発売や人気キャラクターを起用した限定デザインパッケージの発売、インフルエンサーやVTuberとのコラボレーション等、話題性のあるプロモーションに継続的に取り組んだ結果、EC売上高が大きく伸長しました。ヘルスケアでは機能性表示食品「Wの健康青汁」へのデジタル広告投資が奏功し、ECでの新規顧客獲得が大きく伸長したことで売上高が拡大し、機能性表示食品青汁市場で国内売上NO.1（※）を初めて獲得しました。

直営店舗販売・卸売販売においては、人流の回復や実店舗への回帰が進み、インバウンド需要が拡大する中、「PERFECT ONE」のドラッグストア展開の開始や「PERFECT ONE FOCUS」の展開店舗数の拡大、インバウンド需要の獲得に向けた空港免税店への再出店等の取り組みを推進しました。

海外販売においては、中国では再成長に向けた取り組みが計画より遅延した一方、台湾の好調により売上高は前年並みで着地しました。9月には、台湾の人気番組「女人我最大」のビューティーアワードにて、オールインワン泡洗顔である「パーフェクトワン シルキーホイップ」がクレンジングフォーム部門最優秀賞を受賞しています。また、今後の本格的な米国展開に向けて、7月には米国に子会社を設立しました。

※ TPCマーケティングリサーチ調べ（令和4年のメーカー出荷）

以上の結果、当連結会計年度の売上高は37,653百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益は3,754百万円(前年同期比6.6%増)、経常利益は3,721百万円(前年同期比6.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,394百万円(前年同期比1.6%増)となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは化粧品、ヘルスケアに関わる商品の通信販売、直営店舗販売・卸売販売及び海外販売であります。直営店舗販売・卸売販売及び海外販売の全セグメントに占める割合が僅少であり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメントごとの記載を省略しております。

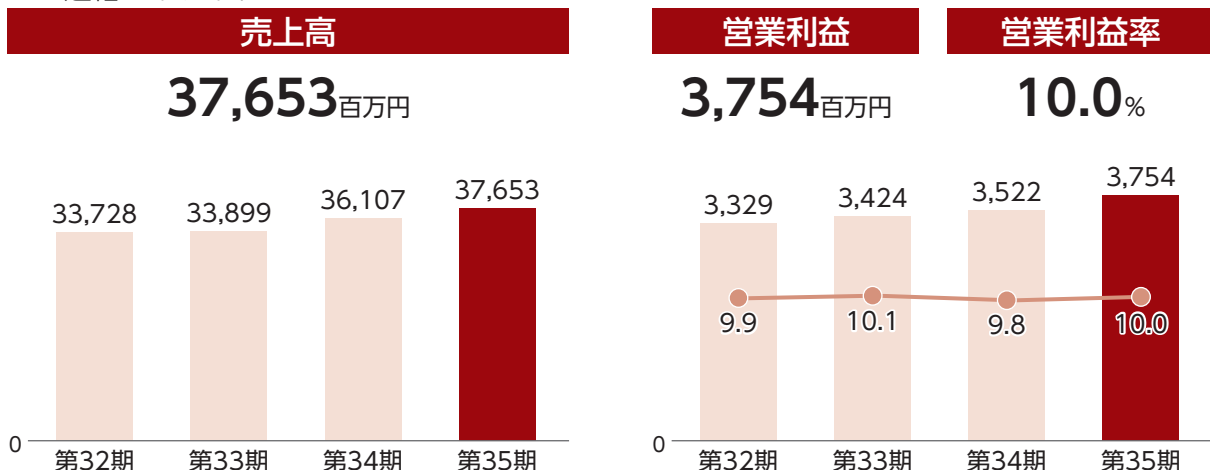
当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて、1,644百万円増加して25,501百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,166百万円、商品が406百万円それぞれ増加したことによるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて、97百万円減少して5,840百万円となりました。これは主に、買掛金が393百万円、未払金が608百万円、未払法人税等が254百万円それぞれ増加した一方で、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)が1,393百万円減少したことによるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて、1,742百万円増加して19,661百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,686百万円増加したことによるものであります。

連結ハイライト

(単位：百万円、%)



(注) 当社グループは、第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期については、当社単体の数値を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において当社グループが実施いたしました設備投資等の総額は206百万円(無形固定資産を含む)であり、その主なものはITインフラに関する投資90百万円、基幹システムの強化に関する投資52百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第32期	第33期	第34期	第35期
	(令和2年9月期)	(令和3年9月期)	(令和4年9月期)	(当連結会計年度 (令和5年9月期))
売上高(百万円)	—	33,899	36,107	37,653
営業利益(百万円)	—	3,424	3,522	3,754
経常利益(百万円)	—	3,415	3,487	3,721
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	—	2,323	2,357	2,394
1株当たり当期純利益(円)	—	107.72	109.91	111.37
総資産(百万円)	—	23,240	23,857	25,501
純資産(百万円)	—	16,180	17,918	19,661
1株当たり純資産額(円)	—	747.34	826.51	906.72

- (注) 1. 第33期より連結計算書類を作成しておりますので、第32期の各数値は記載しておりません。
2. 第34期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第33期については、暫定的な会計処理の確定による取得価額の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額によっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第32期	第33期	第34期	第35期
	(令和2年9月期)	(令和3年9月期)	(令和4年9月期)	(当事業年度 (令和5年9月期))
売上高(百万円)	33,728	33,684	35,172	36,746
営業利益(百万円)	3,329	3,483	3,449	3,724
経常利益(百万円)	3,283	3,474	3,421	3,700
当期純利益(百万円)	2,122	2,384	2,343	2,410
1株当たり当期純利益(円)	98.50	110.54	109.26	112.10
総資産(百万円)	19,956	21,738	22,534	25,746
純資産(百万円)	14,267	16,241	17,969	19,719
1株当たり純資産額(円)	662.97	750.19	828.84	909.44

(5) 重要な子会社の状況

名称	資本金	主要な事業の内容	議決権比率 (%)
株式会社フラット・クラフト	150百万円	食品の輸入、卸及び販売	100.0
PERFECT ONE US Co.,Ltd.	2,140千米ドル	化粧品等の販売	100.0

(注) PERFECT ONE US Co.,Ltd.については、新規設立に伴い、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは、パーパスの実現に向けた成長戦略として、令和4年9月期を初年度とする中期経営計画「VISION2025」を策定しており、「連結売上高500億円」という経営目標達成のため「パーフェクトワンを世界のブランドへ」「ヘルスケア事業を次の柱に」というテーマのもと、以下の重点課題へ取り組み、持続的な成長をめざしております。

① デジタルマーケティングを中心としたデータベースマーケティングの強化

当社グループは、マスメディア（テレビインフォマーシャル、新聞広告、折り込みチラシ等）とコールセンターによるヒューマンコミュニケーションを組み合わせたデータベースマーケティングを強みに、シニア世代（60代以上）のお客さまを継続的に獲得し続けることで成長してまいりました。今後、さらなる成長を実現するためには、ミドル世代（40代～50代）及びミレニアル世代（20代～30代）の顧客開発が重要であり、ECチャンネルの強化が課題と認識しております。Web広告をはじめ、SNSやインフルエンサーを活用したデジタルマーケティングの取り組みを強化することに加え、ECチャンネルとオフラインチャンネル（ドラッグストア等）を融合させた新たな販売モデルの確立等に取り組み、強みであるデータベースマーケティングをさらに進化させてまいります。

② 海外展開の加速

当社グループは中国、台湾、香港、タイ、シンガポール、ベトナムで事業を展開しております。今後、パーフェクトワンを世界のブランドへと成長させるためには、各国及び地域の成長機会とカントリーリスクを考慮した上で、これまでの中国と台湾を中心としたアジア・ASEAN戦略からグローバル戦略にシフトする必要があると認識しております。特に、世界最大の化粧品市場である米国市場への展開が重要な課題であると認識し

ており、令和5年7月には米国に子会社を設立しました。今後、アジア・ASEANエリアへの一定の投資を継続しながら、令和6年9月期より米国市場への展開をスタートさせてまいります。

③ ヘルスケア事業の開発と育成

当社グループは、シニア世代やミドル世代のお客さまを中心に健康食品や医薬品を通信販売で提供するヘルスケア事業及び、健康志向の高いお客さまに向けてMCTオイルやアマニ油等のウェルネスフードを提供する事業を展開しております。今後、ヘルスケア事業を化粧品に次ぐ事業の柱へ成長させるためには、既存のヘルスケア事業の拡大に加え、新たなヘルスケア事業を開発・育成することが重要な課題であると認識しており、具体的には高い機能性を持つ新商品を継続的に投入することに加え、通信販売の販売力を生かしたヒット商品の育成、化粧品購入顧客に対するクロスセルの強化による顧客開発の推進等の取り組みを強化してまいります。

④ 新商品、新サービスの開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するため、お客さまの日常に寄り添いながら、多様化するニーズを把握し、世代やライフステージごとに必要とされる新たな商品やサービスをスピーディーに開発・投入し続けることが重要な課題であると認識しております。今後、新商品及び新サービスの開発をさらに加速させるため、商品開発体制を強化し、美と健康の領域において、高い機能性で効果を実感いただける商品やサービスの新規開発に向けて取り組んでまいります。

⑤ コスト構造改革

当社グループは、中長期的な収益力の向上と持続的な企業成長を実現するためには、既存事業のコスト構造を見直すと同時に、成長戦略への機動的な経営資源の配分を可能にする収益構造へ改革することが重要な課題と認識しております。そのために、商品配送箱の小サイズ化や詰め替え用パウチタイプの発売等の取り組みによるフルフィルメントコストの低減、受電体制の最適化、業務生産性の向上によるコールセンターコストの低減など、オペレーションコストの効率化施策をはじめとするコスト構造改革を推進すると同時に、経営管理システムの強化に取り組んでまいります。

⑥ 人財開発

当社グループは、今後の持続的な企業成長を実現するためには多様な人財の育成と確保が重要な課題であると認識しており、成長戦略をけん引する経営人財の育成、人財の最適配置による経営体制の強化、多様な人財の採用とその育成を進めております。そのために、後継者育成計画の審議やその一環としての幹部層選抜型研修の実施、人事評価制度や組織体制の見直し等に取り組むことで、従業員の士気を向上させ能力を最大限に発揮するための環境づくりに取り組んでまいります。

⑦ M&A実行体制の強化

当社グループは、多様に変化する美と健康のニーズにスピーディーに対応し持続的な企業成長を実現するためには、M&Aを活用し素早く新規事業を立ち上げるとともに、グループシナジーを発揮しながら事業規模を拡大させることが重要な課題であると認識しております。そのために、M&A実行体制の強化をはじめ、経営戦略に合致するM&A候補先企業の積極的な探索、M&A実行後のグループ経営管理体制の構築やグループ内人材交流によるノウハウ共有と能力開発などの取り組みを積極的に推進してまいります。

(7) 主要な事業内容（令和5年9月30日現在）

当社グループは、当社と連結子会社2社（株式会社フラット・クラフト、PERFECT ONE US Co.,Ltd.）で構成されており、『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』というパーパスの実現に向け、化粧品及びヘルスケア商品の商品開発、販売を行っております。

当社グループにおける販売チャネルごとの取扱商品や事業内容は以下のとおりであります。

① 販売チャネル

I 通信販売

化粧品及びヘルスケア商品を通信販売で国内の個人のお客さまへ販売しております。テレビや新聞、雑誌等のメディアへ出稿している広告を見てお問い合わせいただいたお客さまに対し、コールセンターのコミュニケーターがご注文を受けるとともに、商品の提案と様々なサポートを行っております。通信販売では、お客さまに商品を長くご利用いただくために「お買いものサービス」を提案しております。同サービスの中でも「定期購入サービス」は、ご注文いただいた商品を定期的にお届けするサービスで、累計購入金額に応じて設定されるステージごとに、定期購入割引価格にて商品を販売しております。

化粧品及びヘルスケア商品は、お電話だけでなく、時間や場所を選ばずご利用いただけるオンラインショップでの販売も行っております。ご注文いただいた商品は、物流センターで梱包・出荷を行い、全国のお客さまへお届けしております。

II 直営店舗販売・卸売販売

化粧品及びヘルスケア商品をドラッグストアやGMS(※)、バラエティショップ等の取扱店及び販売代理店への卸売販売を通じて、全国のお客さまへ販売しております。

※ General Merchandise Store（総合スーパー）

III 海外販売

海外では、中国や台湾、香港などの東アジアとタイ、シンガポール、ベトナム等のASEANにてECを中心に販売しております。パートナー企業と協働しながら、各国のトレンドに合わせてSNSやインフルエンサーを活用したマーケティングや販売活動を行っております。令和5年7月には米国に海外子会社を設立し、本格稼働に向け準備を進めております。

② 取扱商品

当社グループが取り扱っている主な商品及びブランドは、次のとおりです。

I 化粧品

A. PERFECT ONE (パーフェクトワン)

多様化する女性の生き方に寄り添うスキンケアブランドとして、平成18年に誕生したPERFECT ONEは、ブランドメッセージ「シンプルケアこそ、肌本来の美しさへ」を掲げ、多機能な商品を展開しております。オールインワン洗顔による「落とす」、オールインワン美容液ジェルによる「満たす」、オールインワンファンデーションやUVパウダーによる「魅せる」という3つのステップで完結するシンプルスキンケアを提案しております。

中でも、主力のパーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズは、化粧水・乳液・クリーム・美容液・パック・化粧下地・ネッククリームの最大7役を1品で果たすシンプルスキンケア商品として、機能や使用感の異なる5タイプをラインナップし、販売しております。

B. PERFECT ONE FOCUS (パーフェクトワンフォーカス)

PERFECT ONE FOCUSは、20代～30代の毛穴悩みにフォーカスしたスキンケアブランドです。一人ひとり異なる肌質や体質を研究し、植物のチカラで美しさを引き出します。

毛穴の黒ずみをスッキリ落としながらも高保湿を叶える「モイスタチャーライン」と敏感肌の毛穴悩みにフォーカスした「センシティブライン」を展開しており、両ラインとも、化粧水・乳液・クリーム等の6役を1品で果たすオールインワン美容液ジェルと、メイク落とし・洗顔・毛穴ケア・角質ケア・保湿・マッサージの6役を1品で果たすクレンジングバームを販売しています。その他にも、毛穴悩みにフォーカスした商品として、7種のビタミンを配合したふき取り化粧液等を数量限定で販売しております。

Ⅱ ヘルスケア

栄養バランス・生活習慣を整えて、お客さまの健やかな毎日をサポートするため、サプリメントや青汁等の健康食品、医薬品、MCTオイル等のヘルスケア商品を展開しております。

健康食品では、体脂肪や血中中性脂肪、高めの血圧が気になる方のためにエラグ酸とGABAを含んだ機能性表示食品「Wの健康青汁」や、健康維持を望む大人世代向けにタンパク質を手軽に補給できるプロテイン「カラダささえるタンパク」、膝の動きの改善をサポートする機能性表示食品「ロコアタックEX」等の商品をシニア世代中心に販売しております。医薬品では、イボ・肌あれに有効なハトムギの種子ヨクイニンから成分を抽出し、飲みやすい錠剤にした「新日本製薬の生薬ヨクイニンエキス錠SH」等の商品を販売しております。

また、グループ会社の株式会社フラット・クラフトでは、中鎖脂肪酸のみで構成され健康効果の期待が高い食用油「MCTオイル」など、健康志向が高いお客さまへ向けたヘルスケア商品を販売しております。

(8) 主要な営業所（令和5年9月30日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本社	福岡県福岡市中央区
	東京オフィス	東京都千代田区
	物流センター	福岡県福岡市博多区
	吉塚オフィス	福岡県福岡市博多区
子会社	株式会社フラット・クラフト	福岡県福岡市中央区
	PERFECT ONE US Co.,Ltd.	米国デラウェア州

(9) 従業員の状況（令和5年9月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
307名	5名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数には臨時従業員（無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
301名	4名増	38.5歳	8.0年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への受入出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数には臨時従業員（無期雇用転換制度に基づく無期雇用転換者、嘱託社員、契約社員、パートタイマー社員及び派遣社員）は含んでおりません。
 3. 平均年齢、平均勤続年数には、受入出向者を含んでおりません。

(10) 主要な借入先（令和5年9月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	348百万円
株式会社西日本シティ銀行	70百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（令和5年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 80,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 21,855,200株 |
| (3) 株主数 | 26,794名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率 (%)
山田 英二郎	4,530,000 株	21.06
山田 恵美	3,147,500 株	14.63
株式会社ラプリス	2,980,600 株	13.86
公益財団法人新日本先進医療研究財団	1,789,200 株	8.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	872,400 株	4.06
後藤 孝洋	854,829 株	3.97
新日本製薬社員持株会	139,400 株	0.65
THE BANK OF NEWYORK MELLON 140042	128,300 株	0.60
佐川印刷株式会社	116,000 株	0.54
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	103,200 株	0.48

- (注) 1. 上記のほか当社保有の自己株式343,110株があります。
2. 持株比率は保有する自己株式343,110株を控除して算出しております。

(5) 当連結会計年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

対象	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	普通株式 11,699株	3名

3 会社の新株予約権等に関する事項（令和5年9月30日現在）

当連結会計年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

令和元年12月20日開催の取締役会決議による新株予約権（割当日：令和2年1月17日）

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使価額 1株につき1円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - I 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員のいずれかの地位にある場合に限り新株予約権を行使することができるものとする。
 - II 新株予約権者の権利行使可能な新株予約権の個数の上限は以下のとおりとする。なお、それぞれ計算の結果1個未満の数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - A. 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に30%を乗じた数
 - B. 令和4年10月1日から令和5年9月30日まで
割り当てられた新株予約権の数に60%を乗じた数
ただしA. に定める数を含むものとする
 - C. 令和5年10月1日以降
割り当てられた新株予約権の数に100%を乗じた数
ただしA. B. に定める数を含むものとする
 - III 新株予約権者が死亡した場合は、権利承継者がこれを行行使することができるものとする。権利承継者につき相続が開始された場合は、その相続人は新株予約権を承継しない。権利承継者による新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ④ 新株予約権の行使期間 令和3年10月1日から令和7年9月30日まで

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	458個	普通株式 45,800株	2名

4 会社役員に関する事項（令和5年9月30日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	後藤孝洋	
専務取締役COO	福原光佳	株式会社フラット・クラフト 代表取締役社長 PERFECT ONE US Co.,Ltd. President
取締役	羽鳥成一郎	リテールマーケティング事業本部管掌
取締役	柿尾正之	合同会社柿尾正之事務所 代表社員 株式会社TV-X 社外取締役 株式会社ディーエムエス 社外取締役
取締役	村上晴紀	
取締役	柚木和代	イオン北海道株式会社 社外取締役 イオン九州株式会社 社外取締役
常勤監査役	善明啓一	
監査役	田邊俊	田邊法律事務所 代表弁護士
監査役	中西裕二	中西裕二公認会計士事務所 代表 中西裕二税理士事務所 代表 株式会社エクスプレオ 代表取締役

- (注) 1. 取締役柿尾正之氏、村上晴紀氏及び柚木和代氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
2. 常勤監査役善明啓一氏、監査役田邊俊氏及び中西裕二氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員であります。
3. 監査役中西裕二氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った場合等、一定の免責事由がございます。被保険者は、当社及び会社法上の全ての子会社の役員、執行役、執行役員、管理・監督の立場にある従業員となっております。なお、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

I 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」といいます。）を定めております。当該決定方針に関しては、指名報酬諮問委員会の審議、同委員会からの答申を経て、取締役会の決議により決定しております。

II 決定方針の内容の概要

基本方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。

また、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット制度、以下、「PSU制度」といいます。）及び退職慰労金の代替となる株式報酬（リストラクテッド・ストック制度、以下、「RS制度」といいます。）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針)

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、貢献度を踏まえ、当社の業績や同業・同規模他社の水準を考慮するなど、総合的に勘案して指名報酬諮問委員会において検討し、同委員会の答申を踏まえて、取締役会にて決定するものとしております。

(業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針)

PSU制度に基づく報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を促すインセンティブを与えるとともに、取締役が株主との一層の価値共有を図るため業績指標（KPI）を反映した株式報酬としております。各事業年度及び対象期間（3年間）の各取締役の目標値に対する達成度合いに応じて算出された報酬金額に基づいて取締役会の決議により当社の普通株式を3年ごとに支給するものとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

RS制度に基づく報酬は、譲渡制限付株式とし、役位等に応じて算出された報酬金額に基づいて当社の普通株式を毎年交付するものとしております。なお、当該普通株式には30年間の譲渡制限期間を設定し、原則として退任時に譲渡制限を解除するものとしております。金銭報酬債権の算定の基礎となる金額や倍率等については、経済状況又は当社の財務状態の変化並びに法令、会計及び税制の改正等に応じて指名報酬諮問委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

(取締役の個人別の報酬等における種類別の割合の決定に関する方針)

金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関しては、業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど株式報酬のウェイトが高まる構成とし、指名報酬諮問委員会において検討を行うものとしております。

取締役会は指名報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、

基本報酬：PSU制度に基づく報酬：RS制度に基づく報酬＝75：12.5：12.5
としております（KPIを100%達成した場合）。

Ⅲ 取締役の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬額については、代表取締役、専務取締役及び独立社外取締役3名で構成される指名報酬諮問委員会において、当該決定方針に基づき各取締役の職務内容、貢献度、及び業績等を総合的に考慮し、同業・同規模他社と比較検討を行うなど多角的に審議した上で、その審議内容を取締役会に答申するものとしております。取締役会は、基本的に当該答申の内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

I 基本報酬

平成28年6月20日開催の第27回定時株主総会において、取締役の金銭報酬額の限度額を年額200百万円以内（当該株主総会終結時の員数は3名であります。）、また監査役の報酬額の限度額を年額50百万円以内（当該株主総会終結時の員数は1名であります。）とすることを決議しております。

II 株式報酬

取締役の報酬には株式報酬制度を導入しており、業績連動型の株式報酬（PSU制度）と退職慰労金の代替となる株式報酬（RS制度）により構成されております。いずれの制度も、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議しております。（当該株主総会終結時の員数は4名であります。）

なお、役員退職慰労金制度については、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において廃止することを決議いたしました。現在は、前述の役員退職慰労金に代わる株式報酬制度（RS制度）を運用しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	ストックオプション	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	133 (17)	116 (17)	8 (-)	8 (-)	7(3)名
監査役 (うち社外監査役)	24 (24)	24 (24)	-	-	
合計	158 (41)	140 (41)	8 (-)	8 (-)	10(6)名

- (注) 1. 取締役及び監査役の基本報酬額は、株主総会で承認されたそれぞれの報酬限度額（取締役年額200百万円、監査役年額50百万円）の範囲内において決定しております。
2. 上記ストックオプションの内容及び交付状況は、「会社の新株予約権等に関する事項（令和5年9月30日現在）」に記載のとおりです。
3. 上記株式報酬の額には、PSU制度に基づく報酬（取締役△7百万円）、RS制度に基づく報酬（取締役16百万円）を含んでおります。
4. PSU制度に基づく報酬は業績連動報酬であり、その算定の基礎として選定した主な業績指標は、当社グループの連結売上高及び連結営業利益の実績であります。当該指標を選定した理由は、取締役の業績達成への貢献意欲を高めるためであり、これにより、当社グループの企業価値の持続的な向上と、取締役が株主の皆さまと一層の価値共有を図ることを目的としております。当該報酬額は、令和2年12月23日開催の第32回定時株主総会において導入を決議したPSU制度に基づいて算定しております。
なお、当連結会計年度の連結売上高・連結営業利益は、連結損益計算書に記載のとおりです。
5. 上記の取締役の支給人員には、令和4年12月20日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役柿尾正之氏は、合同会社柿尾正之事務所の代表社員、株式会社LTV-Xの社外取締役、株式会社ディーエムエスの社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

取締役柚木和代氏は、イオン北海道株式会社の社外取締役、イオン九州株式会社の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役田邊俊氏は、田邊法律事務所の代表弁護士であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

監査役中西裕二氏は、中西裕二公認会計士事務所・中西裕二税理士事務所の代表、株式会社エクスプレオの代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柿尾正之	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席しております。</p> <p>同氏は、通信販売分野、マーケティング領域における豊富な見識と経験を有しております。当事業年度は、当社の中期経営計画の進捗や予算執行の状況、新規事業における事業の進め方に関して、業務執行取締役とは異なる視点・観点から質疑・提言を行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取締役	村上晴紀	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席しております。</p> <p>同氏は、化粧品・健康食品分野における広告宣伝企画・ブランディングに携わってきた経験と豊富な見識を有しております。当事業年度は、各事業における毎月の予算執行状況とそれに伴う結果について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、十分に監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>
取締役	柚木和代	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席しております。</p> <p>同氏は、百貨店の主要店舗及び関連事業会社の経営管理や海外勤務を通した国内外での豊富な経験と幅広い見識を有しております。</p> <p>当事業年度は、中長期的な事業戦略、毎月の予算執行状況、経営管理手法等について、業務執行取締役に対する質疑や提言を積極的に行い、業務執行の監督機能を果たしました。</p> <p>また、指名報酬諮問委員会においては、委員として取締役の評価や報酬決定に関して公平性・客観性の観点から意見・提言を行い、役員候補者の選定や役員報酬等の決定における監督機能を果たしております。</p>

区 分	氏 名	主な活動状況及び果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
監 査 役	善 明 啓 一	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会20回中20回に出席しております。</p> <p>同氏は、企業経営に関する豊富な実務経験と製造業での全社型の品質管理に従事した豊富な経験と専門性を有しております。取締役会においては、業務の執行状況の確認や内部統制の状況について、適宜質問や提言をするなど、監査役としての役割を果たしております。</p> <p>監査役会においては、内部監査室や社外取締役との連携も十分に行い、常勤監査役としての役割を果たしております。</p>
監 査 役	田 邊 俊	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会20回中20回に出席しております。</p> <p>同氏は、長年にわたる弁護士としての経験と知見を有しております。企業法務に関する専門的見地から、取締役会に付議された議案に対し適法性の確認や、留意すべき事項について独立性・客観性のある立場から助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>
監 査 役	中 西 裕 二	<p>当事業年度開催の取締役会15回中15回、監査役会20回中19回に出席しております。</p> <p>同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と高い専門性を有しております。当社会計における適法性・適切性の確認や、内部統制の機能に関して独立性・客観性のある立場から発言・助言を行うなど、監査・監督機能を果たしております。</p>

5 会計監査人の状況（令和5年9月30日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等については、前連結会計年度までの監査時間の実績、監査内容及び会計監査人から提示された監査計画等を総合的に勘案、協議し、監査役会の同意の上、監査報酬を決定しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (令和5年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	21,254	流動負債	5,083
現金及び預金	15,518	買掛金	946
売掛金	3,171	1年内返済予定の長期借入金	192
商品	1,972	未払金	2,423
貯蔵品	119	未払費用	159
前払費用	337	未払法人税等	754
その他	174	契約負債	200
貸倒引当金	△39	賞与引当金	197
		その他	210
固定資産	4,247	固定負債	757
有形固定資産	1,983	長期借入金	254
建物及び構築物	1,117	退職給付に係る負債	182
土地	639	長期未払金	170
その他	227	資産除去債務	111
無形固定資産	1,318	その他	37
ソフトウェア	351	負債合計	5,840
のれん	818	純資産の部	
その他	149	株主資本	19,501
投資その他の資産	945	資本金	4,158
投資有価証券	326	資本剰余金	4,104
繰延税金資産	512	利益剰余金	11,885
その他	250	自己株式	△647
投資損失引当金	△145	その他の包括利益累計額	4
		退職給付に係る調整累計額	4
		新株予約権	155
資産合計	25,501	純資産合計	19,661
		負債・純資産合計	25,501

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		37,653
売上原価		7,341
売上総利益		30,312
販売費及び一般管理費		26,557
営業利益		3,754
営業外収益		
受取配当金	1	
受取ロイヤリティー	5	
受取賃貸料	12	
固定資産売却益	6	
保険差益	4	
その他	15	45
営業外費用		
支払利息	3	
為替差損	9	
投資有価証券評価損	29	
固定資産除却損	33	
その他	2	78
経常利益		3,721
特別損失		
投資有価証券評価損	121	
投資損失引当金繰入額	69	191
税金等調整前当期純利益		3,530
法人税、住民税及び事業税	1,209	
法人税等調整額	△73	1,135
当期純利益		2,394
親会社株主に帰属する当期純利益		2,394

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (令和5年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	20,633	流動負債	5,305
現金及び預金	15,311	買掛金	907
売掛金	3,033	1年内返済予定の長期借入金	175
商品	1,711	未払金	2,722
貯蔵品	119	未払費用	150
前払費用	335	未払法人税等	742
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	70	契約負債	200
その他	90	賞与引当金	197
貸倒引当金	△39	その他	208
固定資産	5,113	固定負債	721
有形固定資産	1,983	長期借入金	243
建物	1,109	退職給付引当金	188
構築物	8	長期未払金	170
機械及び装置	21	資産除去債務	111
車両運搬具	3	その他	6
工具、器具及び備品	202	負債合計	6,027
土地	639	純資産の部	
無形固定資産	392	株主資本	19,563
ソフトウェア	351	資本金	4,158
その他	41	資本剰余金	4,104
投資その他の資産	2,737	資本準備金	3,943
投資有価証券	326	その他資本剰余金	161
関係会社株式	459	利益剰余金	11,948
関係会社長期貸付金	1,338	利益準備金	50
繰延税金資産	514	その他利益剰余金	11,897
その他	243	繰越利益剰余金	11,897
投資損失引当金	△145	自己株式	△647
資産合計	25,746	新株予約権	155
		純資産合計	19,719
		負債・純資産合計	25,746

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (令和4年10月1日から令和5年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		36,746
売上原価		6,941
売上総利益		29,805
販売費及び一般管理費		26,081
営業利益		3,724
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	1	
受取ロイヤリティー	5	
受取賃貸料	12	
業務受託料	5	
固定資産売却益	6	
保険差益	4	
その他	15	53
営業外費用		
支払利息	0	
為替差損	10	
投資有価証券評価損	29	
固定資産除却損	33	
その他	2	77
経常利益		3,700
特別損失		
投資有価証券評価損	121	
投資損失引当金繰入額	69	191
税引前当期純利益		3,509
法人税、住民税及び事業税	1,170	
法人税等調整額	△71	1,099
当期純利益		2,410

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年11月10日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 次 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只 限 洋 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新日本製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年11月10日

新日本製薬 株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 次 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	只 限 洋 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本製薬株式会社の令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年11月16日

新日本製薬株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	善	明	啓	一	㊟
監査役（社外監査役）	田	邊	俊		㊟
監査役（社外監査役）	中	西	裕	二	㊟

以 上

TOPICS



『パーフェクトワン』は、主力のオールインワン美容液ジェルシリーズが7年連続でオールインワンスキンケア市場において国内売上No.1^{*1}を獲得し、累計販売実績は7,777万個^{*2}を突破。さらに、12月には同ブランドでは初となるセラムタイプのオールインワン「薬用リンクルストレッチセラム」の販売を開始いたします。

※1 パーフェクトワン フォーカスシリーズ含む：富士経済「化粧品マーケティング要覧2017～2023」（モイスター部門およびオールインワン部門/メーカー、ブランドシェア2016～2022実績）

※2 パーフェクトワン オールインワン美容液ジェルシリーズ累計販売実績2006年5月～2023年7月（ラフィネ パーフェクトワンシリーズ含む）

【パーフェクトワンフォーカス】 売り上げ拡大、戦略的ロングヒット商品へ



20代～30代のお客さまの毛穴悩みをサポートするスキンケアブランド『パーフェクトワンフォーカス』は、Z世代を中心に人気を集めるインターネット総合ショッピングモール「Qoo10」主催の「Qoo10 AWARDS 2022」にて、最優秀賞を受賞。さらに、12月には毛穴の黒ずみにフォーカスしたクレンジングバーム「スムーズクレンジングバーム ディープブラック」を発売し、更なる顧客獲得をめざしてまいります。

【Fun and Health】 デジタル広告戦略で青汁の販売が加速



肥満気味の方の体脂肪や血中中性脂肪の減少を助けるエラグ酸と高めの血圧を下げる働きがあるGABAを配合した機能性表示食品「Wの健康青汁」の新規顧客獲得件数がデジタル広告戦略の成功を背景に一気に拡大。また、機能性表示食品の青汁市場において初めて国内売上No.1^{*}を獲得いたしました。

※ TPCマーケティングリサーチ調べ（2022年のメーカー出荷）

TOPICS

【海外事業】 米国に子会社を設立、台湾で最優秀賞を受賞

世界最大の化粧品市場である米国での本格的な事業展開を開始するにあたり、現地での営業活動を主目的とした新会社を設立。また、台湾の人気情報番組「女人我最大」が主催するビューティーアワードのフレンジングフォーム部門で「パーフェクトワン シルキーホイップ」が最優秀賞を獲得いたしました。今後も、『パーフェクトワン』をグローバルブランドへ成長させるため、事業拡大に取り組んでまいります。



F	L	A
+	C	R
A	F	+

【ウェルネスフード】 海外・ドラッグストアでの本格展開を開始

MCTオイルやアマニ油を販売するウェルネスフード事業では、国内外で販売チャネルを拡大しております。ECモールでは、アマニ油を中心に売上が伸長し、令和5年7月からはコストコ台湾での販売もスタートしました。今後、MCTオイルに加え、アマニ油の販売を強化し、ポर्टフォリオの拡充を図ってまいります。

【研究開発】 新たな原料開発で特許を取得

「コラーゲン特有のアミノ酸」と平成18年から研究を続ける薬用植物の「カンゾウ」「ムラサキ」から抽出した成分を組み合わせることで、肌のバリア機能や保湿機能を向上させる効果があることを確認し、特許を取得いたしました。今後、化粧品へ活用するため、得た知見をもとに新しい原料の開発に取り組んでまいります。



新日本製薬のサステナビリティに関する取り組み

当社グループは、サステナビリティ基本方針である「限りない未来を」のもと、令和5年1月に6つのマテリアリティに対する具体的な目標を設定し公開しています。

新日本製薬グループのマテリアリティと目標

	マテリアリティ	項目	目標
環境	環境問題への対応	適正な在庫回転率の維持	25
		エコフレンドリーな緩衝材の使用率	2030年度までに100%
		化粧箱・配送箱での認証紙使用率	2030年度までに100%
		資源使用量の把握 具体的な削減目標設定のため、実態を把握する	2023年度までに完了
社会	顧客満足向上のための商品・サービス提供	顧客満足向上のための独自評価項目の整理と目標の設定	2023年度までに完了
	責任あるサプライチェーンマネジメント	サステナビリティを考慮した調達方針の策定	2023年度までに完了
		調達方針に基づいたサプライヤーへの啓発活動の実施	2024年度
	女性活躍の推進	女性管理職 [*] 比率 ※課長以上	2030年度までに30%以上
		育児・介護と仕事の両立ができる制度構築 現行制度の見直しと新たな制度の構築	2024年度までに完了
		社内の乳がん検診受診率	100%
		福岡県の乳がん検診受診率の向上	2026年度までに55%以上 [*] ※厚生労働省「国民生活基礎調査」2026公表見込みを参照予定
	ガバナンス	コンプライアンス・リスクマネジメントの取り組み強化	重大なコンプライアンス違反件数
コンプライアンス・リスクマネジメントに関する研修受講率			100%
個人情報の保護		情報セキュリティに関する重大事故件数	0件
		重大な個人情報漏洩件数	0件
		情報セキュリティや個人情報保護に関する研修受講率	100%

※達成年度の設定がないものは数値の維持

活動の事例

環境

人と地球の共存をめざし、「環境方針」を策定

近年、地球環境の問題は深刻さを増しています。そのため令和5年6月に新たに「環境方針」を策定いたしました。この方針のもと、事業活動やオフィス活動を通じて人と地球の共存に向けた取り組みを推進してまいります。

新日本製薬グループの環境方針

当社グループはパーパスに掲げる『美と健康の「新しい」で、笑顔あふれる毎日をつくる。』の実現のため、事業活動や社会貢献活動を通じて地域社会や社会に貢献する地球環境にやさしい企業活動に取り組みます。

■ 資源の有効活用

私たちは、限りある資源を有効活用し、資源のリサイクル率の向上や廃棄物削減、省エネルギー、水保全に努めます。

■ 生物多様性の保全

私たちは、バリューチェーンでの生物多様性への影響の把握に努め生物多様性の保全と回復に努めます。

■ 気候変動への対応

私たちは、事業活動を通じて排出される温室効果ガス、特にCO₂の排出量削減と地球温暖化の防止に努め、脱炭素社会へ貢献します。

■ 法規制の遵守

私たちは、環境保全に関する法規制を遵守します。

■ サプライチェーンとの協働

私たちは、お取引先さまとの協働により事業活動において環境配慮に努めます。

■ 社内教育・啓発

私たちは、従業員の環境方針の理解と環境保全に対する意識向上に努めます。


社会

飲酒運転撲滅をめざし将来ハンドルを握る高校生に向けて講演会を開催

当社グループは、福岡県が定める8月25日～8月31日の「飲酒運転撲滅週間」に合わせて、飲酒運転事故ゼロをめざし、毎年様々な取り組みを実施しています。今年は博多高等学校にて、NPO法人はあとスペース理事長の山本美也子氏と新日本製薬代表の後藤による全校生徒に向けた特別講演会と、飲酒運転撲滅への願いを込めたバルーンリリースを開催しました。本イベントを通じて生徒たちが改めて飲酒運転撲滅について考える機会にするだけでなく、少しでも多くの方に飲酒運転撲滅への願いを届けるため実施をいたしました。



株主メモ

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会 毎年9月30日 期末配当 毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所 (郵便物送付先) (電話照会先) (ホームページのURL) (よくあるご質問(FAQ)のURL)	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部  0120-782-031 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ https://faq-agency.smtb.jp/?site_domain=personal
公告の方法	電子公告によります。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 公告掲載アドレス https://corporate.shinnihonseiyaku.co.jp/ir/notice/
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京証券取引所
証券コード	4931

株式に関する届出先及び照会先について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更等のお届出及びご照会は、株主様の口座のある証券会社宛にお願いします。証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。なお、お手続き方法やよくあるご質問は、上記「よくあるご質問(FAQ)」サイトでご確認いただけます。

次回株主総会資料の書面による受領をご希望の株主様へ

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領されたい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「電子提供制度」についての概要及び「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設の証券会社にお問い合わせいただくか、上記の三井住友信託銀行株式会社の電子提供制度に関するウェブサイトをご参照ください。

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号 電話 092-781-0211
ソラリア西鉄ホテル福岡 8階 彩雲の間



ご案内

- 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- 当日は、専用駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 地下からのホテルへの入口は、ご来場の時間によりご利用いただけない場合がございます。

● 交通のご案内

西鉄電車でお越しの場合

西鉄福岡(天神)駅中央口から連絡口(2、3F)

地下鉄でお越しの場合

市営地下鉄空港線天神駅 ▶ 6番出口から徒歩4分
市営地下鉄七隈線天神南駅 ▶ 3番出口から徒歩4分

JRでお越しの場合

JR博多駅 ▶ 市営地下鉄空港線 天神駅下車徒歩5分
▶ 天神行き西鉄路線バス

高速バスでお越しの場合

西鉄天神高速バスターミナル ▶ 降車場出入口から連絡口(4、5F)



この印刷物は、環境にやさしい
植物油インクを使用しています。
printed with vegetable oil ink



見やすいユニバーサル
デザインフォントを採用
しています。